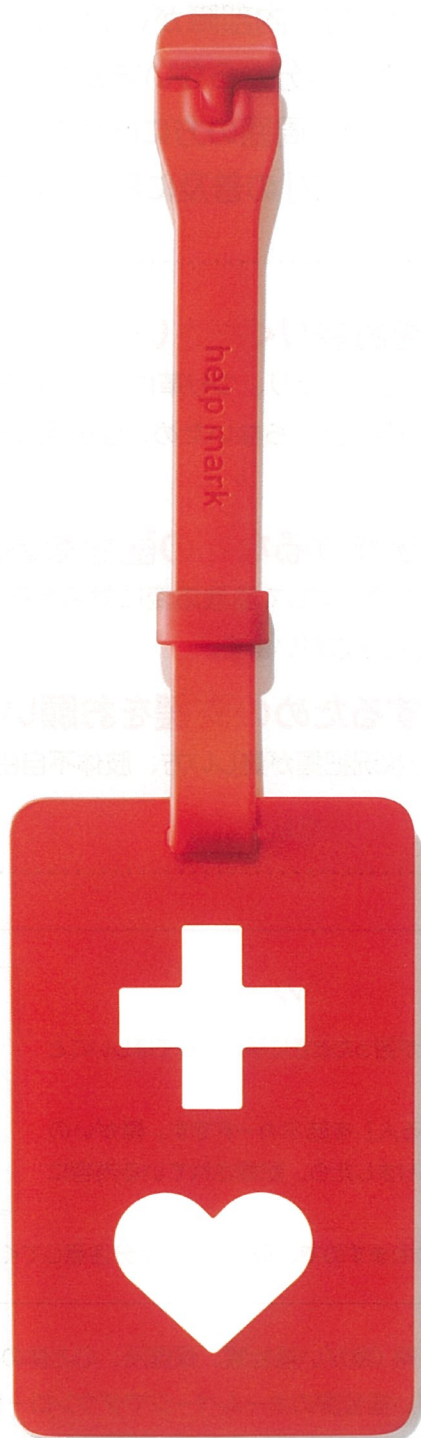


ヘルプマークを知っていますか？

援助が必要な方のためのマークです。



外見からは分からなくても援助が必要な方がいます。

このマークを見かけたら、電車内で席をゆずる、

困っているようであれば声をかける等、

思いやりのある行動をお願いします。

配慮を必要としている方のための 「ヘルプマーク」の普及に取り組んでいます。

義足や人工関節を使用している方、内部障がいの方、難病の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方がいます。

そうした方々が身につけることで、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせ、援助を得やすくする、「ヘルプマーク」の普及に取り組んでいます。

電車・バスの中で、席をお譲りください。

外見では健康にみえても、疲れやすかったり、つり革につかまり続けるなど同じ姿勢を保つことが困難な方がいます。また、外見からは分からないため、優先席に座っていると不審な目でみられ、ストレスを受けることがあります。

駅や商業施設等で、声をかけるなどの配慮をお願いします。

交通機関の事故等、突発的な出来事に対して臨機応変に対応することが困難な方や、立ち上がる、歩く、階段の昇降などの動作が困難な方がいます。

災害時は、安全に避難するための支援をお願いします。

視覚障がいや聴覚障がい等により状況把握が難しい方、肢体不自由等により自力での迅速な避難が困難な方がいます。

知ってください「ヘルプカード」

「ヘルプカード」は、障がいのある方等が困ったときに手助けしてほしいことを伝えるためのものです。

「手助けが必要な人」と「手助けできる人」を結ぶカードです。障がいのある方等からヘルプカードの提示がありましたら、記載されている内容にそって支援をお願いします。

ヘルプカードには、個人情報が多く含まれますので、取扱いには十分注意してください。



【交付場所】 ヘルプマークは、市町村及び県（障がい福祉課、保健所、心と体の相談センター）で交付しています。

ヘルプカードは、島根県障がい福祉課のホームページでダウンロードすることができます。

島根県 ヘルプカード

検索

【交付対象】 内部障がいや難病の方（手帳等の有無は問いません）、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方

（問い合わせ先） 島根県健康福祉部障がい福祉課

〒690-8501 松江市殿町1番地 電話 0852-22-6685 FAX 0852-22-6687

あいサポート運動

～障がいを知り、共に生きる～

島根県観光キャラクター
「しまねっこ」
島根県観光局
第2590号



SUPPORTER

あなたにできる

“ちょっとした手助け”があります

まず、障がいを知ることから始めましょう

「あいサポーター」とは？

日常生活のなかで障がいのある方が困っているときに、ちょっとした手助けを行う人です。意欲のある人なら誰でもなることができます。

「あいサポーター」になるには？

● あいサポーター研修を受ける

様々な障がいの特性や、必要な配慮を学ぶ研修です。職場やPTAの研修として、学校行事で、地域の会合の中で、サークルの仲間たちと・・・「あいサポーター研修」を実施しましょう。

島根県社会福祉協議会または、最寄りの市町村社会福祉協議会にお申込みください。無料で研修講師（メッセンジャー）を派遣します。

● 個人で申し込む

島根県障がい福祉課までお申し込みください。あいサポート運動についてわかりやすくまとめた冊子をお送りします。

「あいサポーター研修」 の感想

職場窓口での
対応のため企画
しました。
障がい者への理解の
第一歩として有意義な
研修でした。

これからは
気軽に声を
かける勇気が
わいてきました。

見た目では
わかりにくい
障がいもあり、
知識があるとないと
では対応が変わって
くると思いました。



お問い合わせ

島根県健康福祉部障がい福祉課

電話：0852-22-6685
FAX：0852-22-6687

メール syougai@pref.shimane.lg.jp <http://www.pref.shimane.lg.jp/shogaisha/>

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

障害者差別解消法


この法律では、国の行政機関や地方公共団体等並びに民間事業者による「障がいを理由とする差別」を禁止することなどが定められています。

「障がいを理由とする差別」とは？

障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為（不当な差別的取扱い）をいいます。

また、障がいのある方から何らかの配慮を求める意見の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、合理的な配慮（例えば、筆談や読み上げなど）を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障がいのある方の権利利益が侵害される場合も、差別にあたります。

ポイント：「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されます

	不当な差別的取扱い	障がい者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体等	 不当な差別的取扱いが禁止されます。	法的義務 障がい者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者（※） ※民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含まれます	 不当な差別的取扱いが禁止されます。	努力義務 障がい者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

障害者差別解消法の詳細は、内閣府のホームページ等をご覧ください。



「あいサポーター研修」を受けて、多様な障がいの特性や必要な配慮を知ることから始めましょう！

あいサポート企業・団体を募集しています！

「あいサポート企業・団体」とは？

職員を対象としたあいサポーター研修を行うとともに、あいサポート運動を広めるための取組を行っていただける企業・団体からの申請により、県が認定しています。

取組の例

職員を対象としたあいサポートバッジの着用推奨
自社広報物、自社ホームページ等での「あいサポート運動」の掲載 など

申請書は、島根県障がい福祉課のホームページからダウンロードできます。